

令和5年度台風・大雪等、非常時における児童の登下校について

- 1 始業前に「**特別警報**」又は「**暴風(雪)警報**」が三重県「**北中部**」又は「**伊賀**」、又は「**名張市**」に発令された場合
 - (1) 児童は登校させません。
 - (2) 「特別警報」および「暴風(雪)警報」が、**午前11時までの間に解除された場合は**、警報等解除後できるだけ速やかに、始業時刻等を「t e t o r u」にて連絡します。
 - ※ 「特別警報」および「暴風(雪)警報」が解除されても、道路の決壊・浸水・崖崩れなどにより、登校に危険が予想される場合は、登校させないでください。
 - (3) **午前11時(半日課の場合は、午前8時30分)を過ぎても「特別警報」および「暴風(雪)警報」が解除されない場合は、当日の授業はありません。**(臨時休業とする。)
 - (4) 登校途中に「特別警報」又は「暴風(雪)警報」が発令された場合は、地区委員、保護者と緊密な連絡をとりながら、もっとも安全な場所に退避するように指示します。
 - (5) **前日の正午までに**小学校給食の実施について教育委員会が判断します。また、**巨大台風の襲来により非常災害の危険性がきわめて高い場合は、前日に臨時休業を決定する場合があります。**いずれの場合も、文書、「t e t o r u」等でお知らせします。
 - ※ (2)(3)(4)の場合で混乱が予想される場合は、「t e t o r u」にて連絡します。

時刻	警報等発令・解除状況	対応	なかま班 集合時刻
(1) 7:30前	発令中	自宅待機	/
(2) 7:30 ↓	継続して発令	自宅待機	/
	解除されたとき (給食あり)	10:30登校 3限目から授業	10:00
(3) 8:30 ↓	継続して発令	自宅待機	/
	解除されたとき (給食あり)	12:00登校 5限目から授業	11:30
(4) 11:00 ↓	発表が解除されても授業はなし(臨時休業日)	臨時休業	/

※前日に「給食なし」と判断されていた場合、「非常食的給食」となる場合があります。

2 始業後に「**特別警報**」又は「**暴風(雪)警報**」が三重県「**北中部**」又は「**伊賀**」、又は「**名張市**」に発令された場合

- (1) 原則として、直ちに**授業を止めて下校**させます。
- (2) 台風の中心位置、進行方向、速度、発令時の気象状況、地域の道路、浸水状況から判断して、児童を**安全に帰宅させられないと判断した場合は、学校等、安全な場所にて待機させ、保護者に連絡します。**

3 「特別警報」又は「暴風(雪)警報」が発令されていない場合の危険状況時
「特別警報」又は「暴風(雪)警報」が発令されていない場合でも、梅が丘小校区での降水量、河川の増水状況、道路状況や崖崩れなどにより、児童の登校が危険であると判断したときは、臨時休業・授業の中止等の適切な措置を講じます。

4 「強風注意報」「大雨、洪水、大雪等の警報」が発令された場合

- (1) **登校することを原則**としますが、地域的な差異もあることから、**登校させることが困難であると判断したときは**、緊密な連絡をとり適切な措置を講じます。
- (2) 下校については、地区ごとに学校職員により安全と思われる場所まで誘導するなどの措置を講じます。

※非常時に児童を下校させる際は、「t e t o r u」にて連絡いたします。
※台風や地震注意情報発令等、緊急時に児童が帰宅しても不在のとき、「近所の〇〇さんの家に」「友だちの〇〇さんの家に」など、どこに行けばよいかを分かるようにしておいてください。ご近所での協力体制をお願いいたします。

★★★★★よく見えるところに貼っておいてください。★★★★★